

平成29年第4回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成29年3月30日(木) 午前9時
- 2 開催場所 三種町役場 第2会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司、加賀谷 得子
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 木村 信悦
書記 石井 靖紀、門間 淳子
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - (1) 議案第22号 選挙人名簿に登録することについて
 - (2) 議案第23号 選挙人名簿から抹消することについて
 - (3) 報告第6号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - (4) 報告第7号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - (5) 議案第24号 投票管理者及びその職務代理者の選任について
 - (6) 議案第25号 投票立会人の選任について
 - (7) 議案第26号 委員長専決事件の指定について
 - (8) 議案第27号 琴丘土地改良区総代選挙の期日について
 - (9) 議案第28号 選挙会の場所、日時等について(琴丘土改)
 - (10) 議案第29号 選挙長の事務を行う場所について(琴丘土改)
 - (11) 議案第30号 立候補の届出の受付について(琴丘土改)
 - (12) 議案第31号 投票用紙の様式について(琴丘土改)
 - (13) 議案第32号 告示方法について(琴丘土改)
 - (14) 議案第33号 選挙長及びその職務代理者の選任について(琴丘土改)
 - (15) 議案第34号 選挙立会人の選任について(琴丘土改)

午前8時55分開会

木村書記長 それでは、定刻前ですけれども、皆さんお揃いですので、只今から平成29年第4回三種町選挙管理委員会を始めさせていただきます。はじめに、委員長の方からご挨拶をお願い致します。

近藤委員長 おはようございます。

農作業の方もだいぶ忙しくなっている中、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

いよいよ明日は県議選の告示日となりました。知事選と補選ということで期日前投票所も忙しくなってくると思います。

今日は、知事選、県議選の選任関係と琴丘土地改良区総代選挙関連となりますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

それでは、会議の方進めさせていただきます。

近藤委員長 それでは、本日の会議録署名委員の指名ということで、川田委員と加賀谷委員にお願いします。

(「はい。」の声有り。)

近藤委員長 それでは案件ということで、議案第22号「選挙人名簿に登録することについて」ということで、事務局より説明をお願いします。

門間書記 はい。議案第22号「選挙人名簿に登録することについて」。

公職選挙法第22条第2項の規定により、別紙の者を平成29年3月30日付けで選挙人名簿に登録する。

説明致します。

本件につきましては、3月30日を基準日としまして、3月22日知事選選挙時登録後の転入3カ月経過者の登録を行うものでございます。新有権者については、3月22日の選挙時登録で4月10日生まれの方を登録しておりますので、今回は転入登録者のみとなります。

では、「1」の転入登録について。

対象者は、平成28年12月30日以前に転入し、引き続き三種町に居住している方が対象です。転入日では、平成28年12月21日から12月29日までの方で、男5人、女1人、計6人が今回の登録者総数となります。

別紙の名簿の方をご覧ください。

1頁が転入登録の6名で、転入登録は、「住民となった届出日」の欄が、平成28年12月21日から12月29日までの方となります。

今回登録となった6名については、4月1日以降知事選挙の投票もできることとなります。

説明は、以上です。

近藤委員長 はい。それでは、名簿も確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願い致します。

(各委員、暫時資料を確認)

川田委員

この6名の方には入場券はもういっているのですか。

門間書記

はい。昨日付で通知を同封の上、お送りしております。

川田委員

はい。わかりました。

近藤委員長

他に何かございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長

ご質問等無いとのことですので、議案第22号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長

異議無しとのことですので、議案第22号は原案どおり決定と致します。

続きまして、議案第23号「選挙人名簿から抹消することについて」。事務局から説明をお願いします。

門間書記

2頁をお願いします。

議案第23号「選挙人名簿から抹消することについて」。

公職選挙法第28条の規定により、別紙の者を平成29年3月30日付けで選挙人名簿から抹消する。

説明致します。

登録の抹消につきましては、3月22日知事選選挙時登録後の死亡者並びに転出4カ月経過者の抹消となります。

まず、「1」の死亡抹消者につきましては、3月22日から昨日3月29日までの死亡届が対象で、男3人、女6人、計9人となっております。

次に、「2」の転出抹消者につきましては、11月29日以前に三種町から転出した方が今回4カ月経過となります。対象範囲と致しましては、転出日が平成28年11月22日から11月29日までの方となります。人数は、男2人、女4人、計6人となります。

これによって、今回の死亡と転出による抹消者総数は、男5人、女10人、合計15人となります。

登録抹消につきましても、別紙の名簿をご覧願います。

まず、2頁が死亡抹消9名となります。死亡抹消につきましては、死亡の届出が、3月22日から3月29日までの方が対象となりますが、2番の方につきましては、死亡日が3月21日でありましたが、届出が3月22日以降であったため今回の計上とな

っております。

また、転出抹消者6名につきましては、3頁に記載しております。今回の4カ月経過者は、名簿の「住民でなくなった年月日」の欄が、平成28年11月22日から平成28年11月29日までの方となります。

以上で議案第23号の説明を終わります。

藤委員長 はい。それでは、只今の説明につきまして、名簿も確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

近藤委員長 皆さん資料を確認されまして質問等ございませんか。
(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご質問等無いようですが、議案第23号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。
(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無しとのことですので、議案第23号は原案どおり決定と致します。

続きまして、6号、7号につきましては、関連性がございましたので一括上程致します。事務局より説明をお願いします。

門間書記 4頁をお願いします。

報告第6号「選挙権を有する者の50分の1の数について」。

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は311である。

この50分の1の数につきましては、下に記載の直接請求に必要な署名数となります。

算定の基礎になります、本日県議補選選挙時登録の選挙人名簿登録者数につきまして、3頁の表でご説明致します。

まず、前回知事選選挙時登録の名簿登録者数が、合計15,534人。これに対し、今回の登録抹消者数が死亡と転出合わせまして15人。登録が転入6人。これらを増減した今回の名簿登録者総数が右側の15,525人。知事選選挙時登録と比較し9人の減となります。

50分の1の数につきましては、15,525人の50分の1で311となっております。

続きまして、5頁をお願い致します。

報告第7号「選挙権を有する者の3分の1の数について」。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は5,175である。

この3分の1の数につきましては、下に記載の直接請求に必要な署名数で、選挙人名簿登録者数15,525人の3分の1ということで5,175となっております。

以上で、報告第6号、7号の説明を終わります。

近藤委員長 それでは、只今の報告第6号、7号につきまして、何かご意見ご質問等ございましたらお願い致します。

(「ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご意見等特に無いようですので、本案を承認したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無しとのことですので、報告第6号、7号はいずれも原案どおり承認と致します。

続きまして、議案第24号「投票管理者及びその職務代理者の選任について」。説明の方お願いします。

門間書記 はい。議案第24号投票管理者及びその職務代理者の選任について」。

平成29年4月9日執行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任する。

まず、投票管理者につきまして、7頁の方をお開き願います。ご覧のとおり、各投票区1名ずつ、21名を選任したいとしております。

また、職務代理者につきましては、8頁の21名で、すべて町職員からの選任としております。

投票管理者につきましては、公職選挙法上「当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって充てる」となっております。人選は今年の参院選で選任した方を中心に行っております。

説明は、以上です。

近藤委員長 はい。只今の説明につきまして、名簿の方確認の上、何かございましたらご意見、ご質問等お願いします。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 特に無いようですが、議案第24号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 異議無しとのことですので、議案第24号は原案どおり決定と致します。

続きまして、議案第25号「投票立会人の選任について」の説明をお願いします。

門間書記 はい。議案第25号「投票立会人の選任について」。

平成29年4月9日執行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙における各投票区の投票立会人を別紙のとおり選任する。

投票立会人につきましては、各投票区2名ずつ、ご覧の42名を選任したいとしております。

公職選挙法上は、「各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から2人以上5人以下の立会人を選任する」となっておりますが、各投票所2名ずつの選任としております。

また、人選につきましては、投票管理者と同様、去年の参院選で選任した方を中心に行っております。

説明は、以上です。

はい。只今の説明につきまして、名簿も確認いただきながら、何かございましたらご発言願います。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 特に無いようですが、議案第25号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 異議無しとのことですので、議案第25号は原案どおり決定と致します。

続きまして、議案第26号「委員長専決事件の指定について」の説明をお願いします。

門間書記 議案第26号「委員長専決事件の指定について」。

三種町選挙管理委員会規程第11条第1項の規定に基づき、次の事項を三種町選挙管理委員会委員長の専決事件に指定する。

委員長専決指定事項

平成29年4月9日執行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙における投票管理者及びその職務代理者並びに投票立会人（補充選任を除く。）の選任の変更

内容について説明致します。

今回の知事選挙及び県議補選について、投票管理者等が、正当な、かつ、やむを得ない理由により、その職を辞退した場合は、選挙管理委員会が直ちに他の方を選任する必要がありますが、その選任につきましては、急を要することから、委員長の専決事項にさせていただきます。

なお、投票立会人が投票日当日になって欠けた場合につきましては、投票管理者が補充選任することになりますので、これを除くものとしております。

以上で説明を終わります。

近藤委員長 はい。議案第26号について、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

（「特にありません。」の声有り。）

近藤委員長 特に無いようですので、議案第26号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議ありません。」の声有り。）

近藤委員長 異議無しとのことですので、議案第26号は原案どおり決定と致します。

近藤委員長 続きまして、議案第27号から議案第34号までは、琴丘土地改良区総代選挙に関する案件ですので、一括上程とさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

門間書記 はい。それでは、議案第27号から議案第34号まで一括でご説明させていただきます。

始めに12頁の議案第27号「琴丘土地改良区総代選挙の期日について」。

土地改良法施行令第6条第3項の規定により、琴丘土地改良区総代選挙の期日を次のとおり定める。

- 1 選挙期日 平成29年4月26日（水）
- 2 投票時間 午前8時から午後3時まで
- 3 告示日 平成29年4月19日（水）
- 4 選挙すべき総代の数 35人

選挙区ごとの総代数は、記載のとおりとなります。

内容でございますが、琴丘土地改良区の総代の任期が4月30日に満了となることに伴いまして、土地改良法施行令の規定により、任期満了の日の前30日以内に選挙を行う必要があります。

この期日につきましては、土地改良区との協議に基づきまして、4月26日に定めたいとしております。

また、告示日につきましては、選挙期日前7日の4月19日。選挙すべき総代の数につきましては、土地改良区の定款で定められております、ご覧の35人となっております。

続きまして、議案第28号「選挙会の場所、日時等について（琴丘土改）」。

平成29年4月26日執行の琴丘土地改良区総代選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

1 投票を行う場合

選挙会の場所は、1選挙区から第12選挙区とも琴丘土地改良区事務所、日時は4月26日（水）午後3時30分。

2 投票を行わない場合

選挙会の場所は、琴丘地域拠点センター研修室。日時につきましては、同日午前10時からとしております。

なお、一部の選挙区が投票となった場合につきましては、1の投票事務と並行して、午前10時から2の無投票選挙区の選挙会を行いまして、投票終了後の午後3時30分から1の開票選挙会を行うこととなります。

続きまして、14頁をお願いします。

議案第29号「選挙長の事務を行う場所について（琴丘土改）」。

平成29年4月26日執行の琴丘土地改良区総代選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

選挙長の事務を行う場所

第1選挙区から第12選挙区まで

三種町琴丘総合支所地域振興係

説明致しますと、選挙長の職務については、主に立候補の届出受付等となりますが、その執務場所を本庁の選管事務室に定めるものです。

続きまして、15頁をお開き下さい。

議案第30号「立候補の届出の受付について（琴丘土改）」。

平成29年4月26日執行の琴丘土地改良区総代選挙における立候補の届出の受付は、次により行う。

- 1 期 日 平成29年4月19日から20日まで
 - 2 時 間 午前8時30分から午後5時まで
 - 3 場 所 三種町琴丘総合支所 地域振興係
- 説明致します。

総代選挙における立候補の届出につきましては、土地改良法施行令の規定により、選挙期日の告示のあった日から2日間となっておりますことから、ご覧の日時、場所で受付を行いたいとしております。

続きまして、議案第31号「投票用紙の様式について（琴丘土改）」。

平成29年4月26日執行の琴丘土地改良区総代選挙における投票用紙の様式を土地改良法施行令第11条第1項の規定により次のとおり定める。

総代選挙の投票用紙の様式につきましては、土地改良法施行令の規定により、選挙管理委員会が定めとなっておりますことから、町の選挙の投票用紙に準じて、ご覧のとおり定めたいとしております。

続きまして、議案第32号「告示方法について（琴丘土改）」。

平成29年4月26日執行の琴丘土地改良区総代選挙に関する告示については、三種町選挙管理委員会規程第17条の規定にかかわらず、次に定める掲示場に掲示して行うものとする。

掲示場所 三種町琴丘総合支所、琴丘土地改良区事務所

選挙に関する告示につきましては、選挙管理委員会規程第19条で、町の一般的な告示の方法に準じて、本庁と各支所の3カ所の掲示場に掲示して行うというふうに規定されておりますが、総代選挙につきましては、選挙人が土地改良区の区域に限定されますことから、告示の場所を関係する区域内のご覧の2カ所に定めたいというものです。

続きまして、18頁の議案第33号「選挙長及びその職務代理者の選任について（琴丘土改）」。

平成29年4月26日執行の琴丘土地改良区総代選挙における選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任する。

第1選挙区から第12選挙区におきまして、ご覧のとおり選挙

長1名、職務代理者1名を選任したいとしております。総代選挙の選挙長等につきましては、土地改良区の組合員の資格が必要となりますことから、人選は、土地改良区からの推薦に基づいて行っております。

なお、選挙長と職務代理者につきましては、各選挙区ごとに選任するのが法令上の原則ですが、例外として、選挙事務に支障がない場合は、複数選挙区を兼務してもよいとされておりますので、琴丘土地改良区では、従来からこのような形をとってきております。

続きまして、議案第34号「選挙立会人の選任について（琴丘土改）」。

平成29年4月26日執行の琴丘土地改良区総代選挙における選挙立会人を次のとおり選任する。

選挙立会人につきましては、土地改良法施行令の規定により、各選挙区2人から4人までで選任すると定められております。立会人につきましても、土地改良区からの推薦を受けて第1選挙区から第12選挙区について、ご覧のと通りの2名を選任したいとしております。こちらも選挙長と同様、選挙事務に支障がない場合は、複数選挙区を兼務してもよいこととされているため土地改良区の推薦に従い、2名の方を選任したいと思います。

ちなみに、今現在の琴丘土地改良区総代選挙選挙人名簿登録者数は607人となっております。

以上で、琴丘土地改良区総代選挙関連の議案と致しまして、議案第27号から第34号までの説明を終わります。

近藤委員長
川田委員
門間委員

只今の説明について何かご質問、ご意見等ございませんか。

土地改良区関係はいつ頃から告示するのですか。

告示日が19日となっておりますので、立候補の関係等含め19日に告示になります。その他定めのないものは、本日付けで告示します。

川田委員
門間書記

投票所入場券はどうなりますか。

土地改良区総代選挙については、通常選挙のように事前にお送りするのではなく、投票になった場合に備えて入場券の準備をして、立候補の届け出状況を見て、無投票が確定した場合は、その入場券が無投票通知となって、有権者の方々へ郵送することとしております。このことから、発送は立候補届出締め切り後を予

定しています。

川田委員 はい。わかりました。

近藤委員長 ずいぶん細かく選挙区が分かれていますね。

川田委員 合併した関係だと思えますね。

近藤委員長 他に何かありませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 特に無いようですので、議案第27号から第34号まで、原案
のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 異議無いようですので、議案第27号から第34号まで原案ど
おり決定と致します。

近藤委員長 では、その他といたしまして、事務局からお願いします。

門間書記 はい。それでは今後の日程等について確認させていただきます。

(以下、資料に基づき説明)

午前9時50分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____